福県医発第２０１３号（保）
平成１７年　２月　４日

1276
17. 2. 7

小郡三井医師会長殿

福岡県医師会
会長　竹嶋康弘

保険医療機関コードの変更に伴う介護保険事業所番号の変更について

介護保険の事業所番号は、保険医療機関・保険薬局で行うものについて、事業所の名称が保険医療機関・保険薬局と同一のものについては、保険医療機関コードを用いて介護保険の事業所番号とされています。

今般、市町村合併に伴い、浮羽郡田主丸町、三井郡北野町、三潴郡城島町、三潴郡三潴町、山門郡大和町、山門郡三橋町の保険医療機関・保険薬局については、福岡社会保険事務局により保険医療機関コードが変更されていますが、これに伴い介護保険の事業所番号も別紙のとおり変更される旨、福岡県保健福祉部介護保険課より通知がありましたので、お知らせいたします。

また、居宅サービス計画に基づいて給付される介護保険サービスを実施している場合、居宅介護支援事業所（居宅サービス計画作成事業所）への介護保険事業所番号の変更の連絡は、各事業所において対応していただくこととなっています。

小郡三井医師会より　　**担当理事　蒲池　壽**

（公印省略）

１６介第１９７号－３
平成１７年２月２日

福岡県医師会長　殿
福岡県歯科医師会長　殿
福岡県薬剤師会長　殿

福岡県保健福祉部介護保険課長
（指定育成係）

保険医療機関コードの変更に伴う介護保険事業所番号の変更について（通知）

介護保険の事業所番号は、保険医療機関・保険薬局で行うものについて、事業所の名称が保険医療機関・保険薬局と同一のものについては、保険医療機関コードを用いて介護保険の事業所番号としています。

今般、市町村合併に伴い、下記の地域の保険医療機関・保険薬局については、社会保険事務局により保険医療機関コードが変更されますが、これに伴い介護保険の事業所番号も下記のとおり変更することとしましたので参考までに通知します。

また、居宅サービス計画に基づいて給付される介護保険サービスを実施している場合、居宅介護支援事業所（居宅サービス計画作成事業所）への介護保険事業所番号の変更の連絡は、各事業所において対応していただくこととしておりますので念のために申し添えます。

記

１　介護保険事業所番号を変更する事業所及び変更時期

次の(1)(2)に所在する事業所のうち、医療機関コードを用いて介護保険事業所番号としている事業所（１０桁の介護保険事業所番号が、“４０７”以外で始まっている事業所）

(1) 久留米市と合併する町域に所在する事業所：平成17年2月分から変更
浮羽郡田主丸町、三井郡北野町、三潴郡城島町、三潴郡三潴町

(2) 柳川市と合併する町域に所在する事業所：平成17年4月分から変更
山門郡大和町、山門郡三橋町

＊新しい介護保険事業所番号は、保険医療機関の種別に応じ下記のとおりです。

①保険医療機関（医科）
７桁の新医療機関コードの前に“４０１”を付けた１０桁の番号

②保険医療機関（歯科）
７桁の新医療機関コードの前に“４０３”を付けた１０桁の番号

③保険薬局
７桁の新医療機関コードの前に“４０４”を付けた１０桁の番号

＊事業所への通知
みなし指定事業所については、別紙１により通知。

17.2.3
4373

また、指定事業所（指定申請を要するもの：通所リハビリテーション、介護療養型医療施設等）で介護保険事業所番号を変更する事業所については、別途通知する。
なお、医療機関等の開設であっても、介護保険事業所番号が“４０７”で始まる事業所については、事業所番号の変更はありません。

2　訪問看護ステーション

訪問看護ステーションについては、介護保険での事業者指定で医療保険の訪問看護事業所として指定されたものとみなされ、当課で付番した番号を医療保険でも用いていることから、社会保険事務局の取扱いにならい、既存事業所の事業所番号を変更しています（事業所へ通知済）。

3　参考

(1) 介護保険事業所番号の意味

介護保険事業所番号	３桁目の意味	
４０１＊＊＊＊＊＊＊	保険医療機関（医科）	下７桁は医療機関コード
４０３＊＊＊＊＊＊＊	保険医療機関（歯科）	下７桁は医療機関コード
４０４＊＊＊＊＊＊＊	保険薬局	下７桁は医療機関コード
４０５＊＊＊＊＊＊＊	介護老人保健施設	
４０６＊＊＊＊＊＊＊	訪問看護ステーション	
４０７＊＊＊＊＊＊＊	介護保険事業所	

① 介護保険事業所名称に保険医療機関・保険薬局の名称と同じ名称を用いている場合、介護保険事業所番号は保険医療機関コードを用いて付番している。

② 上２桁の“４０”は都道府県番号

③ 介護老人保健施設、訪問看護ステーションについては、県で付番しているものの、下７桁は医療機関コードと合わせている。

※ 市町村合併に伴い、介護保険事業所番号を変更するのは、上述１の町域に所在する事業所で、介護保険事業所番号が“４０１”“４０３”“４０４”“４０５”“４０６”で始まる事業所のみ。医療機関等の開設であっても、介護保険事業所番号が“４０７”で始まる事業所については、事業所番号の変更はありません。

(2) 介護保険法により指定されたものとみなされるサービスの種類

保険医療機関：訪問看護（訪問看護ステーションを除く）、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導

保険薬局：　居宅療養管理指導

福岡県保健福祉部介護保険課
指定育成係　山口
Ｔｅｌ．０９２－６４３－３３２２
Ｆａｘ．０９２－６４２－１５０４

別紙１
（公印省略）

１６介第１９７号－３
平成１７年２月２日

関係各保険医療機関、保険薬局開設者　殿

福岡県保健福祉部介護保険課長
（指定育成係）

保険医療機関コードの変更に伴う介護保険事業所番号の変更について（通知）

保険医療機関においては、介護保険法による訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導事業所として、また、保険薬局においては、居宅療養管理指導事業所として指定がなされたものとみなされています。今般、市町村合併に伴い、社会保険事務局により保険医療機関コードが変更されますが、これに伴い介護保険事業所番号も合わせて変更することとし、同時期の適用開始といたします。

つきましては、新しい介護保険事業所番号を保険医療機関の種別に応じ下記のとおりとしますので遺漏のないようお願いいたします。

(1) 保険医療機関（医科）
　７桁の新医療機関コードの前に“４０１”を付けた１０桁の番号。
(2) 保険医療機関（歯科）
　７桁の新医療機関コードの前に“４０３”を付けた１０桁の番号。
(3) 保険薬局
　７桁の新医療機関コードの前に“４０４”を付けた１０桁の番号。

介護保険の他のサービス（指定申請を要するもの：通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護療養型医療施設等）の事業所番号変更については、別途通知します。

また、介護保険事業所番号が“４０７”で始まっている事業所については介護保険事業所番号の変更はありません。

なお、介護保険の居宅サービスの給付（代理受領）については、居宅療養管理指導を除き居宅サービス計画に基づいて行われますので、居宅介護支援事業所（居宅サービス計画作成事業所）等の関係機関へは事業所番号の変更について貴事業所よりご連絡いただきますようお願いします。

福岡県保健福祉部介護保険課
指定育成係　山口
Ｔｅｌ．０９２－６４３－３３２２
Ｆａｘ．０９２－６４２－１５０４